

基準日設定につき通知公告

当社は、令和元年 11 月 12 日を基準日と定め、同日午後 3 時現在の株主名簿上の株主をもって、令和元年 12 月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和元年 10 月 29 日

東京都港区芝大門二丁目 2 番 11 号
株式会社省電舎ホールディングス
代表取締役社長 橋口 忠夫